

2022年10月1日から

小児慢性特定疾病医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2022年10月1日以降、**富山市**が発行する医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」ではなく、「**児童福祉法に基づき指定された指定医療機関**」と記載します。

そのため、「**児童福祉法に基づき指定された指定医療機関**」であれば、新たに利用する指定医療機関（※1）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります（※2）。

（※1）医療機関が「児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市のHPにおいてご確認ください。

（※2）更新時より前に、医療受給者証に記載されている指定医療機関の名称を包括的な記載に変更を希望する場合は、下記連絡先までご連絡ください。

2022年9月30日まで

医療 受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	〇区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	〇区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	〇区□□3-1

駅前になんかできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

2022年10月1日から

「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関」

「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関」だから、手続きしないで利用できる！

《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、2022年10月1日以降は、特段の手続きを行うことなく、「**児童福祉法に基づき指定された指定医療機関**」として利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。

【お問い合わせ先】 富山市保健所保健予防課 結核・感染症係
TEL: 076-428-1152